



平成 23 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社MORESCO
代表者名 取締役社長 赤 田 民 生
(コード番号 5018 東証第二部)
問合せ先 広報室長 田 中 真 人
TEL 078 - 303 - 9058

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成23年1月21日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、1958年「ユーザーのための研究開発」をモットーに工業用潤滑油の国産化を目指して創立し、高真空ポンプ油や難燃性作動液、化粧品の原料となる流動パラフィンなどの製品を国内ではじめて商品化し、わが国経済の高度成長の担い手であった主要な産業に提供してまいりました。これらの創業期の製品は、時代の要請に応えて幾度となく改良が加えられ、現在も国内のトップシェアを維持し続けています。研究開発型企業を目指す当社は、その後も環境にやさしいホットメルト型接着剤を事業化し、また独自の合成技術をもって高温用潤滑油などを生み出してまいりました。そして、ニッチな分野で活躍するこれら製品の中から、高温用グリースのベース油やハードディスクの表面潤滑剤は、世界のトップシェアを誇る製品に成長いたしました。

平成 22 年 2 月 26 日に 2012 年度までの 3 年間を対象とした中期経営計画を公表しました。同計画の達成に向けて、「時代の潮流を見据え、事業展開をスピードアップする」、「成長分野において世界に通用するオンリーワン製品を開発する」等を重点方針として各種施策に取り組んでおります。

当社グループは、自動車産業向けに今後とも成長が見込まれる中国、タイ、インドネシア及びベトナムへの重点的取り組みを行っております。中国での子会社設立等をはじめ、インドネシアでも現地法人設立を見据えた駐在員事務所を開設しました。また、米国では引き続き市場開拓を推進し、インドでも将来に向けた布石を打つなど海外拠点の充実を図るとともに、海外ネットワークの整備に努めてまいります。新製品開発では、「環境関連分野」と「情報関連分野」に加え、新たに「エネルギーデバイス分野」に重点をおき、世界に通用するオンリーワン製品の開発に取り組んでおります。また、抜本的な生産プロセスの革新による品質の安定、生産効率の向上、コストダウンの推進を目指し、国内工場をはじめグループ生産拠点での最適生産プロセスの構築を推進しております。

今回の新株式発行及び自己株式の処分は、これらの取り組みの一環として、近年の環境問題であるVOCへの対策として需要増加が期待される自動車内装用を主とする反応型ホットメルト接着剤の製造設備新設やリチウムイオン電池のセパレーター生産向けなどに使用される流動パラフィン製造設備等に関する投資資金を確保するものであり、当社グループの一層の業容拡大並びに企業価値向上に資するものと考えております。

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 400,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成23年1月31日(月)から平成23年2月3日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。又、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受させる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成23年2月10日(木)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 赤田民生に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受させる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は募集による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成23年2月10日(木)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 赤田民生に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.をご参照)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 100,000株
なお、売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成23年2月14日(月)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 赤田民生に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.をご参照)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。又、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間 平成23年2月24日(木)
- (6) 払込期日 平成23年2月25日(金)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 赤田民生に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。なお、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、100,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成23年1月21日（金）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成23年2月25日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

又、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年2月15日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。又、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	8,018,000株	（平成22年8月31日現在）
(2) 一般募集による増加株式数	400,000株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	8,418,000株	
(4) 本件第三者割当増資による増加株式数	100,000株	
(5) 本件第三者割当増資後の発行済株式総数	8,518,000株	
(注) 上記(4)・(5)に関しては、前記1.により変更する可能性があります。		

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	300,320 株	(平成 22 年 8 月 31 日現在)
(2) 処分株式数	300,000 株	
(3) 処分後の自己株式数	320 株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 662 百万円について、全額を平成 24 年 2 月期及び平成 25 年 2 月期における当社の設備投資資金に充当する予定であります。

なお、設備の新設、除却等の計画は、平成 23 年 1 月 21 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
当社千葉 工場	千葉県 市原市	化学品事業	流動パラフィン・スルホネート製造設備の合理化及び維持更新工事	422,950	27,725	自己資金及び増資資金	平成 22 年 3 月	平成 25 年 2 月
当社赤穂 工場	兵庫県 赤穂市	化学品事業	ホットメルト接着剤製造設備の合理化及び維持更新工事、新設反応型設備	119,380	3,186	自己資金及び増資資金	平成 22 年 3 月	平成 25 年 2 月
				120,000	-	増資資金	平成 23 年 3 月	平成 25 年 2 月
			潤滑油製造設備の合理化及び維持更新工事	124,600	14,118	自己資金及び増資資金	平成 22 年 3 月	平成 25 年 2 月
			その他設備	92,000	1,275	自己資金	平成 22 年 3 月	平成 25 年 2 月
当社本 社・研究 センター	神戸市 中央区	化学品事業	研究開発設備	214,721	67,927	自己資金及び増資資金	平成 22 年 3 月	平成 25 年 2 月

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3)業績に与える影響

今回の資金調達を通じて財務体質の強化が図られるとともに、当社グループの業績向上に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様には、経営成績等を勘案し、安定した利益還元を行うことを基本方針としております。

(2)配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金に配当は年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

(3)内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、今後の経済環境や市場の変化に対応するとともに、コスト競争力を高めるための設備投資、市場ニーズに応える技術・生産体制の強化、さらには海外戦略の展開、あるいは研究開発の積極展開を図るために充当させていただきます。

(4)過去3決算期間の配当状況等

(連結)	平成20年2月期	平成21年2月期	平成22年2月期
1株当たり当期純利益	68.68円	23.51円	41.84円
1株当たり年間配当金	15円	20円	15円
実績配当性向	21.8%	85.1%	35.8%
自己資本当期純利益率	10.7%	3.6%	6.2%
純資産配当率	2.3%	3.0%	2.2%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 各決算期の自己資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益を、少数株主持分控除後の純資産の期首・期末平均で除した数値です。
3. 各決算期の純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり純資産の期首・期末平均で除した数値です。

6. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年2月期	平成21年2月期	平成22年2月期	平成23年2月期
始 値	1,399 円	589 円	306 円	565 円
高 値	1,420 円	699 円	569 円	1,000 円
安 値	550 円	306 円	252 円	550 円
終 値	589 円	311 円	555 円	940 円
株価収益率	8.58 倍	13.23 倍	13.26 倍	-

- (注) 1. 株価は平成20年7月28日までは株式会社ジャスダック証券取引所、平成20年7月29日以降は株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
2. 平成23年2月期の株価については平成23年1月20日(木)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。なお、平成23年2月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資による新株式発行並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文章は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。